

見附市入湯税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

見附市長 稲 田 亮

見附市条例第 1 8 号

見附市入湯税条例の一部を改正する条例

見附市入湯税条例（平成 7 年見附市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。